

鳥取県表彰・認定等審査会
(とっとり県民エコ運動「とりeco」ロゴマークデザイン審査会) 運営要綱

(運営)

第1条 とっとり県民エコ運動「とりeco」ロゴマークを広く公募するに当たり、その応募作品から優秀作品を公平かつ厳正に決定するため、鳥取県表彰・認定等審査会(とっとり県民エコ運動「とりeco」ロゴマークデザイン審査会)(以下「審査会」という。)を運営する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 優秀作品の選定に関する事。
- (2) その他、鳥取県知事が必要と認める事項。

(委員)

第3条 審査会は、鳥取県知事が任命する委員5人以内をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、環境立県推進課次世代エネルギー推進室長がこれに当たる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名したものがこれに当たる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命された日から審査会が解散するまでとする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、環境立県推進課次世代エネルギー推進室長が招集し、環境立県推進課次世代エネルギー推進室長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、環境立県推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。